

令和2年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考実施要項(抜粋)

1 募集学科・学年

- (1) 普通科(職業コースを除く。) 第1学年
- (2) 普通科職業コース 第1学年

2 入学定員

- (1) 普通科(職業コースを除く。) 若干名とする。
- (2) 普通科職業コース 16人(2学級)とする。

3 出願に係る就学区域

志願者の保護者の住所(保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地)が、広島市域のうち中区、東区、南区、西区、安芸区にある者は、出願することができる。

(注) 保護者とは、未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人)、成年の者についてはその保証人をいう。

4 出願資格

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であって、かつ、次のアまたはイのいずれかの条件を満たす者が出願できる。ただし、高等学校卒業者は、志願することはできない。

ア 普通科(職業コースを除く。)

(ア) 令和2年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者

(イ) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和2年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者

(エ) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和2年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和2年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 普通科職業コース

前記アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者のうち、公共交通機関等を利用して自力で通学することが見込める者

- (2) 普通科職業コースに出願する者は、当該特別支援学校普通科を併願できるものとする。

5 出願手続

出身学校長は、次の書類を取りそろえて提出すること。

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式第1号-1:志願者若しくはその保護者が作成)

イ 志願者名簿(様式第2号-1、2:出身学校長が作成)2部(1部学校控え。コピー可)

ウ 普通科併願届(様式第1号-2:普通科職業コースの志願者若しくはその保護者が作成)

エ 調査書(市特支-様式第1号:出身学校長が作成)

オ 個人記録票(特別支援学校長が別に定める書類:保護者が作成)

カ 受検票(市特支-様式第2号:普通科職業コースの志願者若しくはその保護者が作成)

キ 志願者の写真1枚(3×4cm縦長で肩から頭頂部まで写っているもの。帽子の着用不可。写真の裏には出身学校名と志願者氏名を明記すること)

ク その他必要書類

(2) 出願期間

令和元年12月12日(木)から12月18日(水)の午後4時までとする(土、日を除く。)

郵送の場合は、12月17日(火)の午後4時までまでに必着のこと。

(注) 本校中学部以外からの出願に当たっては、本校が実施する入学相談を受けていることを前提とする。

(3) 出願方法

提出先

〒734-0013 広島市南区出島四丁目1番1号 広島市立広島特別支援学校

ア 郵送の場合

必ず簡易書留郵便とし、「校長宛親展・入学願書在中」と朱書すること。また、出身学校長は、送付後、電話により速やかに特別支援学校長に送付した旨の連絡を行うこと。

イ 持参の場合

次の受付時間内に提出すること。

午前：9時30分から12時 午後：1時から4時

(4) 就学区域外出願

出願時において、保護者の住所が就学区域外にある者は、入学願書提出前に、市教育委員会に必要書類を提出し、許可を受けなければならない(実施要項P7「就学区域外出願」参照)。

6 入学者選考

(1) 入学者選考の日時

ア 普通科(職業コースを除く)

令和2年2月4日(火)の午前又は午後

(注) 当日の指定時間は、志願者及び保護者を同一時間とし、出願書類受付期間終了後、出身学校長には「高等部入学者選考の日時について」により、志願者には出身学校長を経由して「入学者選考受付票」により通知する。

イ 普通科職業コース

令和2年2月5日(水)

志願者：午前10時00分～午後4時30分(受付 午前9時25分～9時55分)

保護者：午前10時00分～11時50分(受付 午前9時25分～9時55分)

(2) 選考の方法・内容

ア 場所

広島市立広島特別支援学校

イ 内容

(ア) 普通科(職業コースを除く)

志願者：学力検査(国語・数学：20分)、集団面接(10分)、諸調査(集団参加・社会性・運動等)

保護者：面談(個人面談、スクールバス面談、事務手続き等)

(イ) 普通科職業コース

志願者：学力検査(国語、数学各40分)、作業・運動能力検査(60分)、集団面接(30分)

保護者：面談(個人面談、スクールバス面談、事務手続き等)

(注) 志願者の昼食は持参するものとし、選考終了まで、校外への外出は不可とする。保護者が校内で待機する場合も昼食を持参する。なお、校外へ外出した場合は、選考終了まで再入校を不可とする。

ウ 携行品(下線部は職業コース志願者のみ)

入学者選考受付票、下靴入れ用袋、運動着、屋内用運動靴(上靴と兼用可)、受検票、弁当、水筒、筆記用具、15cm程度の定規

(注) 計算機及び計算機能付きの腕時計の持込は不可とする。

(3) 選考結果の通知

ア 選考結果の発表期日

令和2年2月14日(金)

イ 選考結果の通知方法

本校敷地内へ午後4時から午後5時の間、掲示する。受検者のうち、本校中学部を卒業見込みの者又は卒業した者は本人に、その他のものは出身学校長を経由して、本人へ通知する。また、本校のホームページへも掲載する。(特別支援学校ホームページ：<http://www.hiroshimayogo.edu.city.hiroshima.jp/>)

(4) 欠席、遅刻の取り扱いについて

普通科の欠席については、その理由により学校長が判断し、追検査の日時を設定する。職業コースについては、学校長が承認した場合のみ追検査を行う(実施要項P10「やむを得ない事由による欠席者の取扱い」参照)。

また、普通科の遅刻については、学校長の判断により対応する。職業コースの遅刻については、検査開始後20分以上遅刻した者は原則としてその時限の受検はできないものとする。

7 入学者選考の結果に係る簡易開示

受検者のうち不合格者を請求対象者とし、令和2年2月14日（金）から3月13日（金）まで、学力検査における各教科等の得点及び合計を開示する（実施要項P13「入学者選考の結果に係る簡易開示」参照）。

8 その他

(1) 就学義務猶予免除者の出願資格について

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であって、次のア又はイのいずれかの条件を満たす者が出願できる。

ア 学校教育法施行規則第95条第4号に規定する就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

イ 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、入学しようとする学校において、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

なお、本規定イによって出願しようとする場合、出願前に当該者又は保護者は、就学義務猶予免除者であることを証明するものを提出するとともに、本校で入学相談を受けること。

(2) 過年齢者の入学について

「過年齢者の入学許可基準」（実施要項P13「過年齢者の入学について」参照）に基づいて、入学の可否を判断する。